

しゅうえんしょうれいひ

平成 30 年度私立幼稚園就園奨励費補助制度のご案内



郡山市では、教育の機会の平等及び幼児教育の普及・充実、保護者の経済的負担軽減のため、私立幼稚園に就園する園児の保護者に対して、入園料と保育料の一部を補助します。

補助対象となる世帯

次の（１）と（２）を満たしている世帯が対象です。

- （１）住民登録が郡山市にあり、幼稚園（市外を含む）に就園している、満 3 歳以上の園児のいる世帯（ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園に就園する園児は対象外）
- （２）該当年度の世帯の市町村民税所得割額等が、次表「世帯区分」（P.2）に該当する世帯

申請に必要な書類

※書類の②～④は、別紙『添付書類台紙』に貼り付けて提出してください。

1 提出書類…園児 1 人につき各 1 枚を提出してください。

- ① 郡山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 振込希望口座の通帳の写し ※金融機関、支店、口座番号、名義人が分かる部分の写し
- ③ 申請人の個人番号確認のための書類 ※次のいずれか 1 つ
[個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票、のいずれか]
- ④ 申請人の身元（実在）確認のための書類 ※次のいずれか 1 つ
[個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード・外国人登録証明書、健康保険証、市町村等公的機関が発行した認定証や受給者証、等のいずれか]

※書類③・④について…こども育成課に申請書等を持参する場合は、窓口に来られる方の③・④をご持参ください。
職員が受付の際に番号・身元確認を行いますので、申請書に③・④の添付は不要です。

2 ひとり親・転入者等が必要な書類

- ⑤ ひとり親の方（離婚・死別等）⇒ 園児が記載されている^{こせきとうほん}戸籍謄本（全部事項証明）
- ⑥ 転入者等 ⇒ 園児の父母それぞれに、Ⅰ～Ⅲのいずれかの書類

（平成 30 年 1 月 1 日現在、郡山市外に住居登録があった方。郡山市以外で市町村民税の課税を受けている方）

Ⅰ 会社員等	「平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の写し（全面の写し） ※勤務先から配付されます。配布時期は勤務先にご確認ください。
Ⅱ 自営業者等	「平成30年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書（普通徴収）」の写し（納税義務者の氏名が分かるページの写しと、市県民税の税額（均等割額・所得割額等）が分かるページの写しを提出してください。） ※1月1日現在の住所地の市町村から送付されます。送付時期は、市町村にご確認ください。
Ⅲ 上記がない方 （非課税）	「平成30年度 所得・課税証明書」や「平成30年度 非課税証明書」等 ※「市町村民税所得割額」の記載がある証明書が必要です。名称や発行時期は、市町村によって異なりますので、1月1日現在の住所地の市町村に確認し請求してください。 ※きょうだい分を同時に申請する場合は、2人目以降は写しで可能です。

※父母の収入等の状況により、同居の祖父母等の課税証明が必要になる場合があります。

【注意】 第一子保育料無料化・軽減事業補助金とは別の補助金のため、それぞれ手続きが必要です。

世帯区分・補助金額

※園児の父母等の市町村民税所得割額の合計と当該園児が世帯の子どものうち何番目にあたるかにより判定します。

世帯区分		園児1人当たりの補助限度額（年額）		
		1番目	2番目	3番目以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
2	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯、又は市町村民税の所得割が非課税の世帯	272,000円	308,000円	
	（同上 ひとり親世帯等）	308,000円		
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が、77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円	308,000円
	（同上 ひとり親世帯等）	272,000円	308,000円	
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が、211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
5	上記区分以外の世帯	（対象外）	154,000円	308,000円







ひとり親世帯等とは、『ひとり親世帯』及び『生計を同一とする世帯員に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金のいずれかを受けている在宅者のいる世帯』です。

ひとり親世帯等区分に該当するのは、世帯区分3以下(所得割額が77,100円以下)の世帯です。

<何番目の考え方について>

世帯区分	判断方法
1～3	同一世帯のお子様を上から数えて当該園児が何番目か（年齢制限なし）
4・5	同一世帯の小学校3年生以下のお子様を上から数えて当該園児が何番目か

【例】 長男13歳（中学1年） 次男9歳（小学3年） 三男3歳（幼稚園児）

世帯区分1～3	...		1番目		2番目		3番目
世帯区分4・5	...		—		1番目		2番目

<世帯区分・補助金額について>

- ・父母の収入等により、同居の祖父母等（世帯の最多収入者）を合算し算定する場合があります。
- ・所得控除後の市町村民税所得割額が算定対象です。ただし、住宅借入金等特別税額控除及びふるさと納税にかかる寄附金税額控除を適用せずに算定します。
- ・当該年度の6月30日時点の世帯状況で算定します。（7月以降の入園児は、入園日時点）
- ・**未申告の場合は、補助対象となりません。**申請前に申告をお済ませください。
- ・平成30年1月1日現在、海外に在住しており税証明等が提出できない場合は、勤務先で発行する給与証明書等の提出が必要です。市町村民税を仮算定し、世帯区分を判定いたします。
- ・**補助金額は、当該年度に幼稚園に納めた入園料・保育料の金額の範囲内で算定**します。
- ・中途入退園、休園、市外への転出がある場合は、対象期間に合わせて月割計算します。

申請期限・方法

各幼稚園または市役所こども育成課にご提出ください。
入園時期・提出方法により期限が異なります。

※年度内に幼稚園を転園された場合は、幼稚園ごとに申請書の提出が必要です。

園児の入園時期	幼稚園提出	こども育成課直接提出 (補助金申請の期限)
平成30年6月30日まで (前年からの在園児を含む)	各園が 指定する期日まで	平成30年7月20日(金)まで
平成30年7月から 平成31年2月まで		入園月の末日まで
平成31年3月		平成31年3月4日(月)まで ※平成30年度最終期限

最終期限までに申請がない場合、必要な書類の未提出・不備がある場合は、補助対象となりません。十分にご注意ください。

<申請方法>

(1) 幼稚園経由…個人情報保護のため、申請書類は配布された封筒に園児氏名が見えるように密封し、在園中の幼稚園へご提出ください。

※別補助制度「第一子保育料無料化・軽減事業」の関係書類を提出する場合は、同封してご提出ください。

(2) 郵送・持参…

(郵送先) 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市こども育成課

(持参先) 市役所西庁舎3階(平日 8時30分～17時15分まで)※行政センター受付不可

提出前の確認

提出前に以下の点を再度ご確認ください。☑にチェック

- 「同意欄」や「申請人(保護者)氏名欄」等に押印漏れはありませんか？
- 振込希望口座は申請人名義のものでしょうか？
- 添付書類の不足はありませんか？⇒P.1提出書類を再度確認してください。



交付時期

年1回 平成31年3月下旬の予定です。

審査結果は、年度内の在園や保育料の状況が確定した後に通知いたします。交付決定の場合は、交付決定通知に記載された交付日に、申請時に指定された口座へ振込みします。

その他

次の場合は、こども育成課へご連絡ください。

○ 転入・転出により住所を異動された方

※ 引き続き同じ幼稚園に通っていても、市外に転出した場合は、転出先の市町村で就園奨励費補助の手続きが必要です。申請時期や方法等は、各自転出先の市町村へご確認をお願いします。

○ 申請人や氏名、振込希望口座等を変更する方 (口座廃止、園児保護者の婚姻離婚等)

○ 園児の住民登録が郡山市にあり、市外の私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度の移行施設は対象外)に就園し、他区市町村で就園奨励費の補助を受けていない方

※変更に係る連絡期限は平成31年3月4日です。以降の変更は原則できませんのでご注意ください。



ご不明な点は、下記へお問合せください。

お問合せ先：郡山市こども育成課 保育認定係 TEL 024-924-3541
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7(西庁舎3階)

申請書の記入について（記入例）

下記を参考に記入してください。

- 太枠内を黒ペンで記入してください。スタンプ印は使用できません。（認印可）
- 修正液やテープでの訂正はできません。二重線で抹消し、申請人欄に使用した印と同じ印で訂正印を押印してください。
- 振込希望口座は、申請人(保護者)名義の普通(総合)口座をご指定ください。
- 世帯の状況の欄に園児の兄弟を記入する場合には、備考欄に在園・在学先と学年等を記入してください。特別支援学校、児童発達支援等も含まれます。働いている場合は、就労と記入してください。
- 記入した父母及びきょうだいのうち、単身赴任等で園児住所と居住地が異なる場合は、備考欄に記入してください。父母の場合は住所欄も記入してください。
- 個人番号が不明な場合は、個人番号欄に未記入理由(通知紛失等)を記入してください。

第1号様式（第4条関係）

郡山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

(記入不要) 提出番号 【 】 歳児用 【 】

幼稚園名	あさひ	幼稚園	申請日	平成 30 年 7 月 4 日	
	コオリヤマ ガクト	性別	園児の生年月日	平成 25 年 5 月 5 日	
消せるボールペン 鉛筆は使用できません。	郡山 楽都	(男・女)	園児の個人番号 (マイナンバー)	**** * ****	
	振込希望口座 ※申請人名義の普通(総合)口座				
	金融機関名称		郡山銀行		
申請人 (保護者) 氏名	郡山 環太郎		支店名	市役所支店	
			名義名(カタカナ)	コオリヤマ カンタロウ	
			口座番号	1234567	

郡山市長
平成30年度標記補助金額に係る下記の情報を市長が調査し利用することに同意する。

- 1 在園する幼稚園長等に園児の就園状況並びに、入園料及び保育料の納入状況を確認すること
- 2 園児の兄弟のうち、保育所・認定こども園等の施設を利用する児童の在籍を確認すること
- 3 世帯状況及び園児と生計を同一とする世帯員の市町村住民税等の課税世帯を調査すること
- 4 標記補助金に係る実績報告書を幼稚園長に提出すること

それぞれ印を忘れずに。

ゆうちょ銀行の支店名は3字の漢数字です。通帳記号ではありません。

【同意欄】 ※園児保護者及び園児と同居している(曾)祖父がいる場合は、記入押印してください。				
保護者(父) 氏名	郡山 環太郎	(印)	保護者(母) 氏名	郡山 桜子
祖父、曾祖父 氏名	郡山 太郎	(印)	祖母、曾祖母 氏名	郡山 カツミ

平日の日中に繋がる電話番号を記入してください。

住所	〒 963 - 8601 郡山市 朝日一丁目 23-7 ニコニコアパート101号			電話番号 (平日日中につながる電話) 父 090 (****) **** 母 090 (****) ****
<input type="checkbox"/> 園児と父または母の住所が異なる場合は、異なる方の住所を記入してください。 (父・母) 東京都〇〇〇市……				

平成30年度 生活保護 障害者(在宅)	<input checked="" type="checkbox"/> 同上(記入不要) <input type="checkbox"/> 平成30年1月2日以降に転入された方は記入してください。(課税証明書等の添付が必要です。)	市確認欄 <記入不要>
	<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日開始)	生保
	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (氏名 郡山 カツミ) (種類 身体障害者手帳〇級)	障害

↑ 世帯員のうち、障害者手帳等を受ける在宅者がいる場合は記入してください

園児と同居する世帯員(申請日現在) ※園児本人を除き、父・母・きょうだい及び同居									
フリガナ 氏名	生年月日	年齢	園児との 続柄	園児と 居住	個人番号 (マイナン)	備考	備考	備考	備考
コオリヤマ カンタロウ 郡山 環太郎	平成 52 12 1	40	父	同居	**** * ****	単身赴任			
サクラコ 桜子	平成 55 3 3	38	母	同居	**** * ****				
イチロウ 一郎	H20 4 20	10	兄	同居	**** * ****	郡山小 4年生			
ウネガ 菜女	H24 9 1	5	姉	同居	**** * ****	あさひ幼稚園 年長			
おんぷ 太郎	H28 6 10	2	妹	同居	**** * ****				
タロウ 太郎	S28 5 25	65	祖父	同居	通知カード紛失のため不明				
カツミ	S29 11 11	63	祖母	同居	**** * ****				

全員の父母、きょうだい、及び同一世帯の園児本人は不要。